



# SPACによる米国上場に関する 会計上の留意点

# Contents

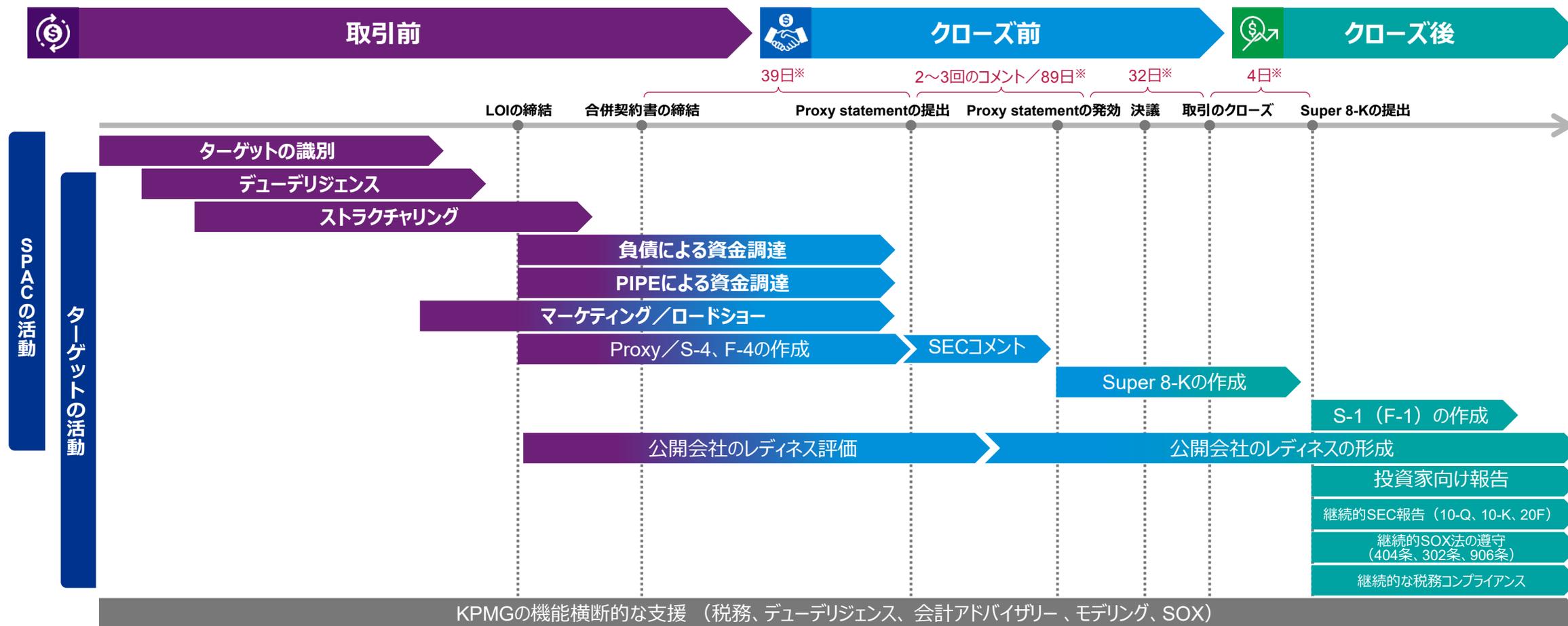
	[ Page ]
01 SPACの取引サイクル	4
<hr/>	
02 SPAC取引の会計、報告、監査上の検討事項	9
<hr/>	

01

---

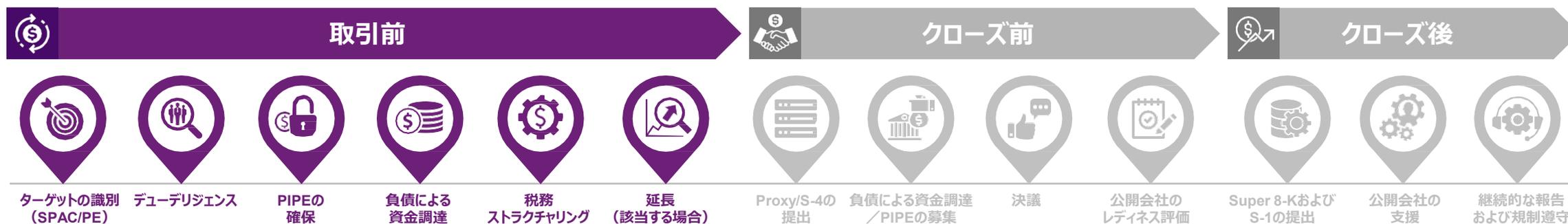
## SPACの取引サイクル

# SPACの取引サイクル



※2018年から2020年8月24日までにクローズしたSPACトランザクション73件の公表データに基づく平均的な時間的枠組み

# SPACの取引サイクル【付属資料】取引前



Ⓢ = SPAC Ⓣ = ターゲット

## 活動および要件

- ターゲットの識別およびデューデリジェンス Ⓢ**  
 潜在的なターゲットの識別、および潜在的なターゲットに対するデューデリジェンス（財務、税務、経営、会計等の事前デューデリジェンスを含む）の実施。
- 取引の交渉 Ⓢ Ⓣ**  
 取引条件を交渉のうえ、LOI（基本合意書）を締結する。IR活動（エクイティ・ストーリー、ディール・アナウンス、ディール・マーケティング、PIPE投資家コミットメントなど）に対応。
- 確実な資金調達 Ⓢ Ⓣ**  
 取引をクローズするための追加の資金を、必要があれば、PIPE、株式または負債による資金調達を通して調達。
- 税務ストラクチャ Ⓢ Ⓣ**  
 取引の税務ストラクチャリングを構築し、代替の税務ストラクチャの評価をする。
- 延長 Ⓢ**  
 適切または必要な場合に、SPACの延長に関する決議を実施。

# SPACの取引サイクル【付属資料】クローズ前



● S = SPAC ● T = ターゲット

## 活動および要件



**プロジェクト・マネジメント** ● S ● T  
詳細なスケジュールの設定。



**負債による資金調達／PIPEの募集** ● S ● T  
負債による資金調達およびPIPEの募集の条件、ならびにプロフォームへの影響の分析。



**SECの報告書類の要件** ● S ● T  
提出に関する検討事項の分析（EGC、SRC、FPI）。



**複雑な会計上の検討事項** ● S ● T  
取引に特有の会計上の検討事項の検討（会計上の取得企業、資本・負債の分類、株式に基づく報酬、セグメント等）。



**財務諸表、プロフォーム、MD&A** ● T  
Article 11 Pro Forma Information や Management Discussion and Analysis (MD&A) を含むSECの要件に準拠した過年度財務諸表の作成。経営者による財務諸表のPCAOB基準への更新。



**S-4、F-4の提出および合併決議** ● S  
SECのコメントプロセスを含むProxy/S-4、F-4の文書の作成および提出、ならびに合併決議。



**公開会社のレディネス** ● T  
公開会社との乖離を識別し、是正作業計画／スケジュールを策定。

# SPACの取引サイクル【付属資料】クローズ後



S = SPAC T = ターゲット

## 活動および要件



### クローズ後のSEC報告 T

Super 8-Kの提出（取引日から4日後）、取引においてPIPEおよびターゲットの株主に発行された株式（ロールオーバーされた株式）を登録するためのS-1、F-1の提出。



### 公開会社の支援 T

クローリングのプロセスの加速、四半期報告（10-Q）および年次報告（10-K、20F）。ITインフラを含む、持続可能かつ継続的な公開会社報告プロセスの確立。



### SOXの内部統制 T

SOX法第404条（a）項および（b）項、第302条／第906条の適用前に、プログラムの構築、統制の不備の修正、IT統制のテストを実施。



### 公開会社の支援 T

IR機能の確立。

02

---

SPAC取引の  
会計、報告、監査上の検討事項

# SPAC取引の会計、報告、監査上の検討事項 (1/5)

## 財務諸表

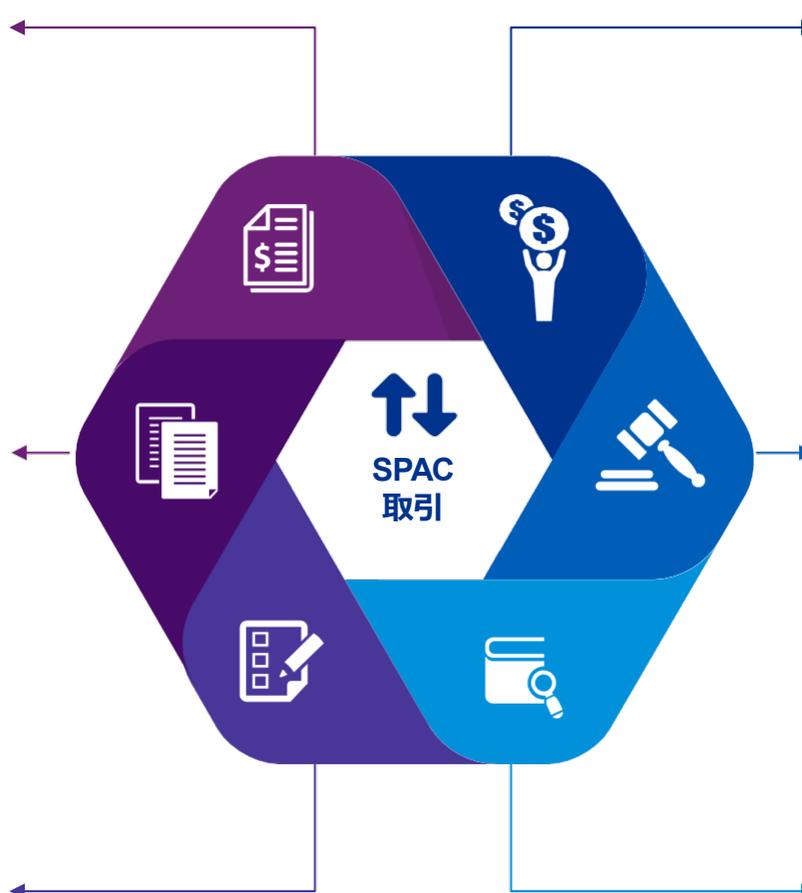
- Proxy (またはS-4、F-4) により過年度の監査済財務諸表が求められる
  - PCAOB基準に基づく監査済
  - SECルールに準拠
  - 最長過去3年度分+スタブ期間

## 重要な企業買収

- Rule S-X 3-05の要件
  - 重要な被買収企業の取得前の個別財務諸表

## ファイリング・ステータス

- ファイリング・ステータスは、追加報告の要件または免除に関係するため、早期に評価する必要がある
- 新興成長企業 (Emerging Growth Company, EGC)
- 小規模報告企業 (Smaller Reporting Company, SRC)
- FPI



## プロフォーマ (見積り) 財務諸表

- Article 11, "Pro Forma financial information (プロフォーマ財務情報)" には合併取引のプロフォーマの効果が織り込まれている
  - 企業結合
  - リバース・リキャピタライゼーション

## 経営者による財務・経営成績の分析 (MD&A)

- 企業はSECのRegulation S-K, Item 303の要件に従う義務がある
- 最長過去3年度分+スタブ期間

## 会計

### トランザクション関連

- 会計上の取得企業 (SEC職員による事前承認)
- アーンアウトの会計処理
- トランザクションコスト
- 税務ストラクチャリング

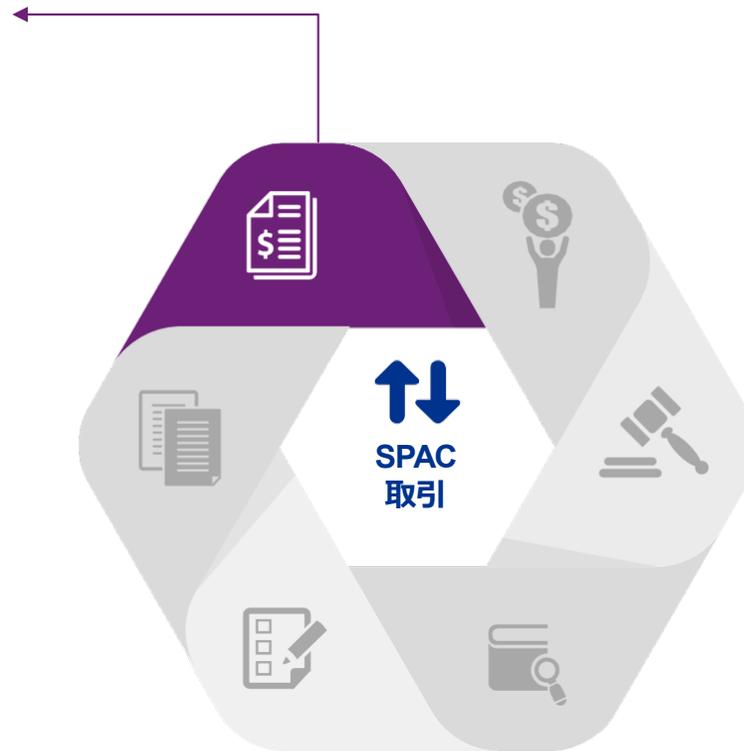
### 過年度の財務諸表

- セグメントの定義およびセグメントの開示の作成
- EPS (1株当たり利益)
- その他の複雑な会計ピック (例: 負債、株式に基づく報酬など)

# SPAC取引の会計、報告、監査上の検討事項 (2/5)

## 財務諸表

- Proxy (またはS-4、F-4) により  
過年度の監査済財務諸表が求められる
  - PCAOB基準に基づく監査済
  - SECに準拠
  - 最長過去3年度分+スタブ期間



## 財務諸表の検討事項

- **PCAOB基準に基づいて  
監査意見を表明または再表明する時間**
  - これは最も時間的制約のあるステップとなる場合が多い
  - PCAOB基準への変更による影響は広範囲に及ぶ
    - 重要性の基準値
    - テストの範囲および拡大
    - リスク評価の要件
    - SECのレビューパートナー
- **さまざまなクライアント受嘱要件**
  - 既存の監査クライアントの再評価
    - ターゲットのSEC独立性レビュー
    - デスクレビューを含む場合がある
  - 新規公開会社である監査クライアントの受嘱
    - SPACの独立性および背景調査
    - 事前承認/新規契約書
- **使用したSECのフォームは変更される可能性がある  
(S-4、F-4またはSchedule 14A)**
  - ただし、内容はほぼ一貫している
  - Schedule 14Aでは、  
過去8四半期のデータが求められない

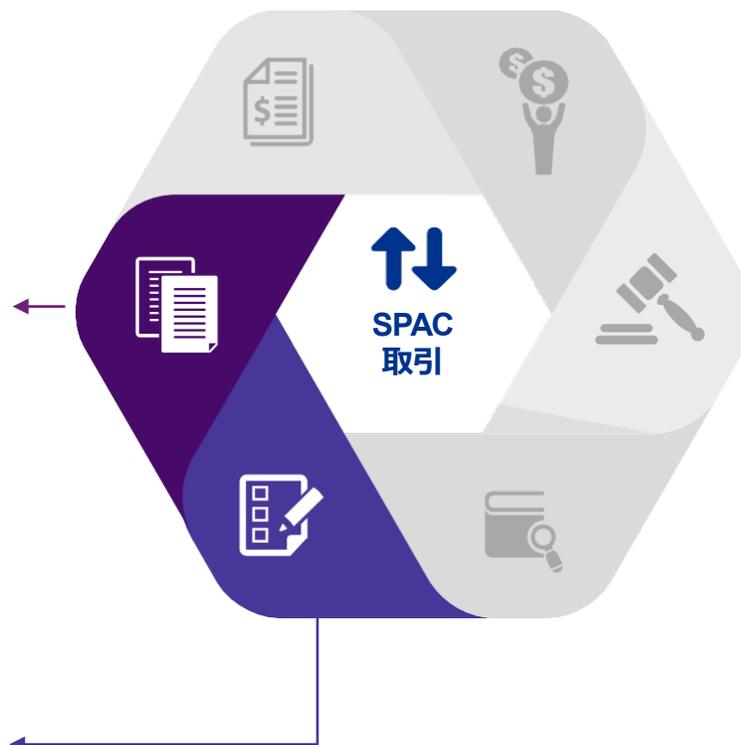
# SPAC取引の会計、報告、監査上の検討事項 (3/5)

## 重要な企業買収

- Rule S-X 3-05の要件 – 重要な被買収企業の取得前の個別財務諸表

## ファイリング・ステータス

- ファイリング・ステータスは、追加報告の要件または免除に関係するため、早期に評価する必要がある
- 新興成長企業  
(Emerging Growth Company, EGC)
- 小規模報告企業  
(Smaller Reporting Company, SRC)
- FPI



## 重要な企業買収に関する検討事項

- 該当する過年度のターゲットの買収に関する重要性テストを実施
- 被買収企業の前任監査人と早期に連携
  - SECへの報告書類に前任監査人の監査報告書を含めることができるか、あるいは再監査が求められるかを評価

## ファイリング・ステータスに関する検討事項

- プロジェクトの時間的枠組みの理解
- SPACのライフサイクルの理解
- SPACのファイリング・ステータスは取引後も継続される
  - 通常の提出要件の時期への影響 (10Qおよび10K、または20-F)
  - 初回の統合監査が必要となる時期への影響
- 短期間に数件の報告を行う計画
  - 初回のProxy、およびSECのコメントに基づく修正
  - PIPEの株式を登録するためのForm S-1 (F-1)
  - ターゲットの株式を登録するためのForm S-1 (F-1)
  - 取引のクロージング/監査人の交代に関するSuper 8K
  - 各報告書類については義務付けられた報告を更新する必要がある

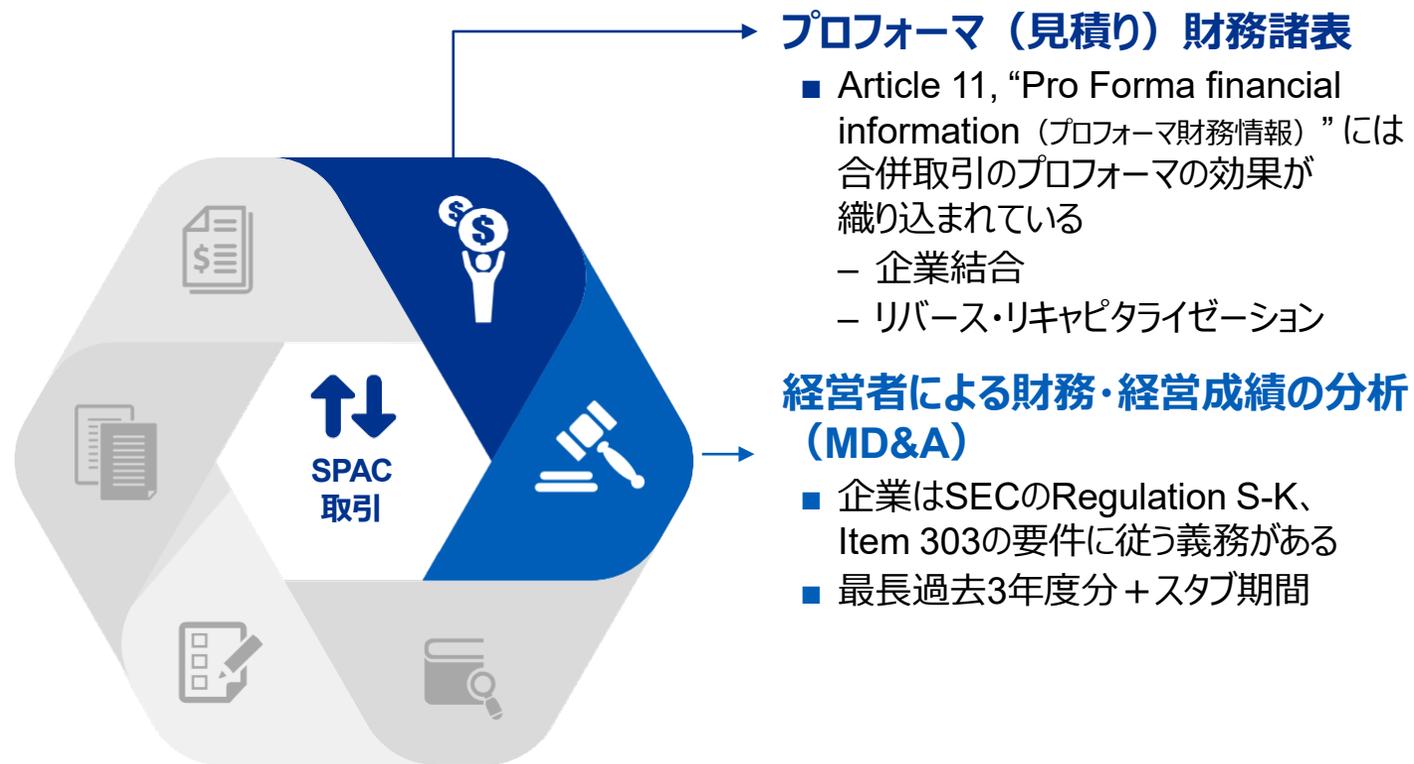
# SPAC取引の会計、報告、監査上の検討事項 (4/5)

## プロフォーマ財務情報に関する検討事項

- トランザクションの会計処理を決定する必要
  - 複雑になる可能性がある
  - 履行された合併契約書を詳細に理解する必要がある
  - SPACの会計士および法務チームと連携する必要がある
- さまざまな分野に影響を与えるSECのRule 33-10786の適用状況の検討 (Rule 3-05およびArticle 11)
- 他のSPAC取引に対するSECのコメントの注視

## MD&Aに関する検討事項

- 初回の草稿、特にマーケットと事業の概況には時間を要する
- SPACの取引を実現するために共有される投資家情報との一貫性の確保 (公開情報とみなされる)
- 協議するトレンドの慎重な検討
  - 新型コロナウイルス感染症
  - SPACによるDay2段階の既知の影響



# SPAC取引の会計、報告、監査上の検討事項 (5/5)

## 会計上の検討事項

- **ターゲットの監査人として以下を実施**
  - SPACと連携して報告書類を作成する
  - 会計に関する判断の責任がターゲットにあることを確認
  - 監査人、証券会社、銀行、経営者などの複数のチームとの連携が求められる
- **トランザクションの会計処理を初回のProxy提出に間に合うように決定する必要がある**
  - 複雑になる可能性があるため、過小評価しない
  - 履行した合併契約書を詳細まで理解することが求められる。  
また、当該契約書は継続的に更新される可能性がある



## 会計

### トランザクション関連

- 会計上の取得企業  
(SEC職員による事前承認)
- アーンアウトの会計処理
- トランザクションコスト
- 税務ストラクチャリング

### 過年度の財務諸表

- セグメントの定義および開示の作成
- 新しい会計基準の適用
- EPS (1株当たり利益)
- その他の複雑な会計トピック  
(例：負債、株式に基づく報酬など)



KPMGジャパン  
グローバル・キャピタルマーケット・アドバイザリーグループ  
T: 03-3548-5140  
E: [global\\_capitalmarket@jp.kpmg.com](mailto:global_capitalmarket@jp.kpmg.com)



[home.kpmg/jp/socialmedia](https://home.kpmg/jp/socialmedia)

[home.kpmg/jp](https://home.kpmg/jp)

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2022 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.